明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三九）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務三四七）　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同三四八）　二

○ギニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六八）　三

○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約へのツバルの加入に関する件（同二六九）

○農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇六七）　三

○保安林の指定をする件（同一〇六八～一〇七二）　四

○保安林の指定を解除する件（同一〇七三～一〇八二）　四

○ガス事業法施行規則第百八条第九号の規定に基づく金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管及び強化ガスホースの規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法の一部を改正する告示（経済産業一六九）　五

○高速自動車国道に関する件（国土交通七七五～七八〇）　五

○航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示の一部を改正する件（同七八一）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一二二）　七

○道路に関する件（九州地方整備局一七〇～一七五）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　防衛省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二の規定に基づく権限のある当局の認定、社会保険労務士懲戒処分関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二

会社その他　三

省　令

○経済産業省令第三十九号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十条の二第二項の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百八条第九号中「ゴム管」の下に「、ガスコード」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。